

令和6年度

第1回山形市文化財保護委員会

日 時 令和6年7月18日（木）
9時30分～10時30分
場 所 山形市庁舎1001会議室

次 第

1 開 会

2 文化スポーツ部長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 報 告

（1）市指定文化財の候補物件について

・中性院銅造菩薩立像

資料1

・廣福寺木造釈迦如来坐像

資料2

5 その他

6 閉 会

出席者名簿

■山形市文化財保護委員会委員

任期：令和４年６月１日から令和７年５月３１日まで

氏 名	職 業 等	備 考
荒木 志伸	山形大学学士課程基盤教育院教授	
伊藤 清郎	山形大学名誉教授	委員長
北野 博司	東北芸術工科大学教授	
佐藤 琴	山形大学学士課程基盤教育院教授 山形大学付属博物館学芸研究員	
志村 直愛	東北芸術工科大学教授	
長坂 一郎	元東北芸術工科大学教授	
野口 一雄	元山形県立博物館専門嘱託	

(五十音順)

事務局

山形市文化スポーツ部	部 長	平吹 史成
	文化創造都市課長	村上 武
	文化創造都市課長補佐	山川 渉
	課長補佐（兼）文化財係長	齋藤 仁
	文化財管理調整主幹	植松 薫
	主 幹	茂木 健男

立石寺中性院

銅造菩薩立像

所在地： 山形市大字山寺

安置場所： 須弥壇上本尊脇厨子

宗 派： 天台宗

開山期： 9 世紀

調査日 2023. 10. 13

備 考： —

1 法 量 (cm)

(本軀)

総高(頂～台座地付)	35.7	胸厚(左胸)	3.4
像高(頂～現状の蓮肉露出部)	29.3	腹厚	3.3
髪際高(際～現状の蓮肉露出部)	26.4	肘張	7.0
頂～顎	5.9	足先開(外)	4.6
面長	3.2	裙裾張	6.2
面幅	2.9	冠繪	3.9
面厚	4.4	蓮肉	6.4

2 形 状

菩薩形立像

単髻を結ぶ。後頭部左右に各一条髪を垂らす。髪は肩上で結び残りを天衣の上に垂らす。

冠をつける。冠は前後二重で上部が鋸歯形となる。両耳上に花形の飾りを置く。両耳前に冠繪を垂らす。天冠台は紐一条。冠正面に縦形の下方に小さな凹みがある溝を彫る(別製の化仏を配したか)。

冠の両端に花形の飾りをつける。

両耳前に冠繪を垂らす。

胸飾をつける。三道は刻まない。

上半身に両肩を覆う袖なし状の細い僧祇支をつける。

天衣をつける。天衣は両肩を覆い、背面は腰下まで垂らしU字形のたるみを持たせ、前面は胸前から垂下して、両膝部でX字状に交差し、さらに各左右に引き上げて上膊にかけ、外側に垂下するか。

天衣の前面、背面とも腰で一度ひねり、かつその部分は体部から浮かせている。

左手屈臂して前に出して腰横で掌を前に向け、第一指は伸ばし、第二指は曲げ、第三・四・五指は緩やかに伸ばす。

右手屈臂して前に出し腰横で掌を前に向け、第一・二・五指を伸ばし、第三・四指を曲げる。

裙をつける(背面に裾の折り返し付き)。裙の正面に蔽膝状の布をつける。裙の正面に飾り帯を一条足首上まで垂らす。

両足をそろえて蓮台に立つ。

3 構 造

本体と蓮肉部は一鑄ムク。

左手は肩以下手先まで別鑄製で肩先で銅鉋でとめる。前膊部外側にかかる天衣も別鑄製で鉋でとめる。

手先は別鑄製で柄を作り前膊部に挿し込む。

右手は肩以下手先まで別鑄製で肩先で銅鉋でとめる。前膊部外側にかかる天衣も別鑄製で鉋でとめる。

手先は別鑄製で柄を作り前膊部に挿し込む。

4 保存状態

冠正面、化仏欠失か。

天衣、左前膊部外側垂下部欠失。

天衣、両前膊部内側遊離部欠失。

右手先木製後補。

台座木製後補。

表面は焼損のためか鍍金は見られない。

5 所 見

腹を突き出す弓なりの体形、天衣を膝前で X 字状に交差させる形、胸飾の形、面部が小さく童顔とし、腰を細く作るころなどに、7 世紀後半（飛鳥時代後期、白鳳時代）の形式が見られる。ただし、腹部を突き出す弓なりの姿勢も本像は 7 世紀後半の他像に比べると、その曲がりやが極端であり、また二重の山形冠や不自然とも見える極端に細い腰とそこの天衣を浮かせる形式、天衣を正面、背面ともに一度翻らせるなどは 7 世紀後半の他例には見られず、独自の過剰な表現形式・意識の表出ともいえるものである。

また童顔の面相も 8 世紀の童顔像（例えば岡寺菩薩半跏像）にも通ずるものにも思われる。

さらに本体と蓮肉を一鑄とする技法は 8 世紀・奈良時代に近づくと多くなる技法とされ、体部と両肩以下および手先を別製とすることは「一木造り」の技法に通じる（つまり、金銅仏制作の技法としては新しいもの）という指摘もある。

以上から、本像は 7 世紀後半の様式を踏まえながら、表現としてはさらに過剰にしたもの、技法としては新たな技法によるものであり、したがって制作は、8 世紀・奈良時代に入っているものと思われる。

本像により、立石寺の創建は 8 世紀・奈良時代まで遡ることになる。また最新の表現、技法によるものがもたらされていたということにもなる。すなわち立石寺の創建は、古くからの在地の勢力によるものではなく、奈良時代・8 世紀に新たに中央から進出してきた勢力によるものであったと考えられるのではなかろうか。

（参考 浅井和春「山形・中性院 菩薩立像」解説『金銅仏 中国・朝鮮・日本』1988）



正 面



背 面



左側面



右側面

廣福寺

木造釈迦如来坐像

所在地： 山形市大字若木

安置場所： 本堂須弥壇

宗 派： 曹洞宗

開山期： 14 世紀

調査日 2023. 11. 30

備 考：

1 法 量 (cm)

像高(現状、髻欠失)	44.8	腹厚(衣上)	15.1
髪際高	39.6	肘張	30.5
頂～顎(現状)	15.0	膝張	37.7
面長	10.3	坐奥	26.6
耳張	11.5	裙先出	6.1
面幅	9.1	膝高(左)	7.0
面奥	12.1	膝高(右)	7.2
胸厚	13.0		

2 形 状

冠を着ける如来形の坐像

髻を結びあげる(現状、髻は全て欠失)。地髪毛筋彫り。天冠台彫出。天冠台左右に髪各二条巻きつける。白毫相(水晶嵌入)。玉眼嵌入(目の両端に青色を入れる)。耳朵貫通。

鬘髪一条耳を渡る。鼻孔を穿つ。耳孔を穿つ。三道彫出。

覆肩衣、納衣をつける。下着を腹前に表す。

両手で説法印を結ぶ(両手を前に出し、胸前で各五指をやや緩めて外側に広げる)。

裙をつける。右足を上にして結跏趺坐する。

3 構 造

木製。寄木造。彩色。材はヒノキか。

頭部は耳後ろを通る線で前後二材矧ぎ付け。内削りを施し、体部に挿し込む(差し込み部は体部の内削り面と合わせて平滑にする。)白毫水晶嵌入。玉眼嵌入。

体部は肩上で前後二材矧ぎ付け。前面材には像心束を彫り出す。前面材、背面材からそれぞれ前後束を彫り出す。両側面材各一材矧ぎ付け。内削りを施す。

左前膊部別材矧ぎ付け。左手首先別材矧ぎ付け。

右前膊部別材矧ぎ付け。右手首先別材矧ぎ付け。

両脚部一材矧ぎ付け。裙先部一材矧ぎ付け。

体内部は現状全面に黒漆塗(後補)。裙先部から脚部底面に布貼り。脚部と前面材の矧ぎ目に布貼り。前後束の接触部に布貼り。両側面材と背面材の前後束以下の部分に布貼り。

脚部左足裏部分に布貼り(以上、布貼りは全て後補)。

身部は金泥。衣は白土下地に彩色。衣端に盛り上げ彩色を施す。

4 所 見

四角い箱を積み重ねたような体形、大きな納衣をまとい、両肩や脚部に曲がりの強い衣文線を多用するなど、南北朝から室町初期の院派の様式を表している像である。構造としても体内に像心束および前後束を彫り残しており当該期の院派の像の特徴を示す。

面相はもとより衣文線の表現まで細部に気を配り丁寧に仕上げており、また盛り上げ彩色も流麗であり、明瞭な構造ともに、中央の仏師の作品と思われるものである。

製作年代は、観応3年（1352）静岡・方広寺・木造釈迦如来坐像（院吉作）と比較すると毛筋彫りがやや粗く衣文線の反転の形もやや鈍く、応永17年（1410）の金勝寺・木造釈迦如来坐像と比べると、毛筋、鬚髪の処理は繊細で、背面や脚部の衣文線の数も多く彫りも力強い。したがって方広寺像よりは下るものの金勝寺像よりは上がる時期、14世紀末、南北朝時代とすることができるであろう。

本像は説法印を結ぶ宝冠釈迦如来像である。禅宗の宝冠釈迦如来像は禅定印を結ぶのが通常であり、説法印を結ぶ像は極めて珍しく、現状、国内では他の例は知られない。

但し、鎌倉・建長寺には蘭溪道隆の請来という南宋の絹本着色・釈迦三尊像（国宝）が伝わり、本尊が説法印を結ぶことから、鎌倉時代の禅宗では説法印の宝冠釈迦像は知られていたと思われる。

さらに無学祖元開山の鎌倉・円覚寺の本尊は記録には毘盧遮那仏とあり、南宋の毘盧遮那仏は説法印を結ぶものが多く、禅宗は毘盧遮那仏＝釈迦如来同体説とするので、説法印宝冠釈迦如来像として造立されたのではないかという説もある（浅見龍介『至文堂日本の美術 禅宗の彫刻』。ただし円覚寺本尊はのちに火災にあい、その折に現状の禅定印に変更されたとされる。）すなわち、鎌倉時代後期以降の禅宗（臨済宗）において説法印宝冠釈迦如来像が存在した可能性は考えられるが、南北朝時代以降の状況は不明である。その中にあって本像の存在は貴重な遺品であるといえるであろう。

本像安置の広福寺は寺伝では応永2年（1394）岩手・正法寺三世虎溪良乳を開山とし、最上家家臣新関吉綱の創建とする。正法寺が曹洞宗であること、作風が院派正系仏師の作であり（院派正統仏師は足利将軍家、および幕府中枢人物の造像にあたった）最上家家臣の造像にまで携わったかどうか、など寺伝には疑問が残る。

この時期、永和三年（1377）に最上家初代兼頼に対し円覚寺領北寒河江荘内五カ郷の諸役免除の官符が伝えられており、最上兼頼が円覚寺領の収税権を持っていたことが知られる。最上兼頼の幕府内の地位と円覚寺との関係から願主として最上兼頼が想定できるが、今後の課題である。



正 面



背 面



左側面



右側面



像 底